

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年3月30日(2023.3.30)

【公開番号】特開2021-154017(P2021-154017A)

【公開日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【年通号数】公開・登録公報2021-048

【出願番号】特願2020-59247(P2020-59247)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月22日(2023.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて識別図柄を変動表示し、複数の前記識別図柄を所定の順序で停止表示する識別図柄表示手段と、

所定の遊技演出を実行可能な遊技演出実行手段と、
複数の前記識別図柄の停止表示態様が特定停止表示態様となると、特別遊技を実行する特別遊技実行手段と、を備えた遊技機であって、

前記遊技演出として、表示態様の異なる複数の遊技演出を有し、

前記識別図柄の停止順序として、第1停止順序と、前記第1停止順序と異なる第2停止順序と、を有し、

前記遊技演出実行手段は、

前記識別図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記識別図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、異なる遊技演出を実行することを特徴とする遊技機。

30

【請求項2】

前記識別図柄として、特定図柄と非特定図柄とを有し、

前記特定図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記特定図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、異なる遊技演出を実行し、

前記非特定図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記非特定図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、異なる遊技演出を実行しないことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

40

【請求項3】

前記遊技演出として、前段演出を有し、

前記識別図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記識別図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、共通の前記前段演出を実行し、当該前段演出に続いて停止順序に基づく遊技演出を実行することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

—

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前述の課題を解決するための第1発明の遊技機は、

所定条件の成立に基づいて識別図柄を変動表示し、複数の前記識別図柄を所定の順序で停止表示する識別図柄表示手段と、

所定の遊技演出を実行可能な遊技演出実行手段と、

複数の前記識別図柄の停止表示態様が特定停止表示態様となると、特別遊技を実行する特別遊技実行手段と、を備えた遊技機であって、

前記遊技演出として、表示態様の異なる複数の遊技演出を有し、

前記識別図柄の停止順序として、第1停止順序と、前記第1停止順序と異なる第2停止順序と、を有し、

前記遊技演出実行手段は、

前記識別図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記識別図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、異なる遊技演出を実行する

ことを特徴とするものである。

10

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このような遊技機によれば、遊技演出として表示態様の異なる複数の遊技演出を有し、識別図柄の停止順序（停止表示順序）として第1停止順序と第2停止順序とを有する。そして、識別図柄が第1停止順序で停止表示する場合と第2停止順序で停止表示する場合とで異なる遊技演出を実行する。これにより、識別図柄の変動表示中において、識別図柄の停止順序に注目させ、遊技興趣を高めることが可能となる。また、所定の識別図柄の停止順序によって、実行する遊技演出を異ならせるため、遊技演出を多様化することが可能となる。

30

また、第2発明の遊技機は、第1発明の遊技機において、

前記識別図柄として、特定図柄と非特定図柄とを有し、

前記特定図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記特定図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、異なる遊技演出を実行し、

前記非特定図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記非特定図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、異なる遊技演出を実行しないことを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、識別図柄として特定図柄と非特定図柄とを有する。そして、特定図柄が第1停止順序で停止表示する場合と第2停止順序で停止表示する場合とで異なる遊技演出を実行する。また、非特定図柄が第1停止位置に停止表示する場合と、非特定図柄が第2停止位置に停止表示する場合には異なる遊技演出を実行しない。これにより、遊技者は、第1停止位置又は第2停止位置に停止表示するのが、特定図柄か非特定図柄かに注目し、遊技興趣を高める。また、特定図柄が第1停止位置又は第2停止位置に停止表示して停止位置発展演出が実行されることに期待し、遊技興趣を高める。

40

また、第3発明の遊技機は、第1発明又は第2発明の遊技機において、

前記遊技演出として、前段演出を有し、

前記識別図柄が前記第1停止順序で停止表示する場合と、前記識別図柄が前記第2停止順序で停止表示する場合とで、共通の前記前段演出を実行し、当該前段演出に続いて停止順序に基づく遊技演出を実行することを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、遊技演出として、前段演出を有している。そして、記識別

50

図柄（特定図柄）が第1停止順序で停止表示する場合と、識別図柄（特定図柄）が第2停止順序で停止表示する場合とで、共通の前段演出を実行するものとし、前段演出の実行に
続いて停止順序に基づく遊技演出を実行するものとする。これにより、前段演出の段階で
は、識別図柄が第1停止順序で停止表示するか、識別図柄（特定図柄）が第2停止順序で
停止表示するかを認識できず、識別図柄（特定図柄）が何れの停止順序で停止表示するか
に注目させ、遊技興趣を高めることが可能となる。

10

20

30

40

50